

## 協議第1号資料2

### 1 名称

天明家住宅（てんみょうけじゅうたく）附 長屋門・飼葉小屋

### 2 種別

市指定有形文化財（建造物）

### 3 指定基準

小金井市文化財の指定及び登録の基準に関する要綱（平成18年4月5日制定）  
第2条第1号（指定）

### 4 員数

主屋1棟 附2棟

### 5 所在の場所

小金井市桜町三丁目7番1号 江戸東京たても園内

### 6 所有者の氏名又は名称及び住所

氏名 東京都

住所 新宿区西新宿二丁目8番1号

### 7 指定内容

建築年：江戸時代後期（18世紀後半）

復元年：昭和57年（1982）

構造：主屋 木造平屋建て（桁行8間・梁間5間）、寄棟造り、茅葺き

増築部分：書院の間、産部屋及び雑部屋、風呂及び竈（へつつい）

長屋門 木造平屋建て（桁行9間・梁間2間）、寄棟造り、茅葺き。

飼葉小屋 木造平屋建て（桁行2間半・梁間1間半か）切妻

建築面積：主屋 248.27 m<sup>2</sup> 長屋門 75.50 m<sup>2</sup> 飼葉小屋 14.87 m<sup>2</sup>

延べ面積：主屋 234.53 m<sup>2</sup> 長屋門 52.58 m<sup>2</sup> 飼葉小屋 14.87 m<sup>2</sup>

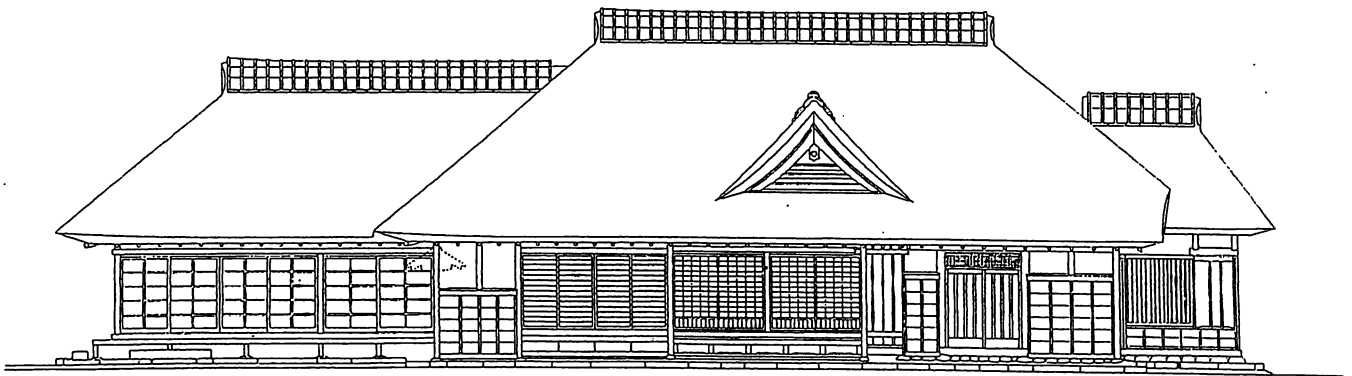
旧所在地：大田区鵜の木一丁目5番1号（旧荏原郡鵜の木村）

### 8 指定理由

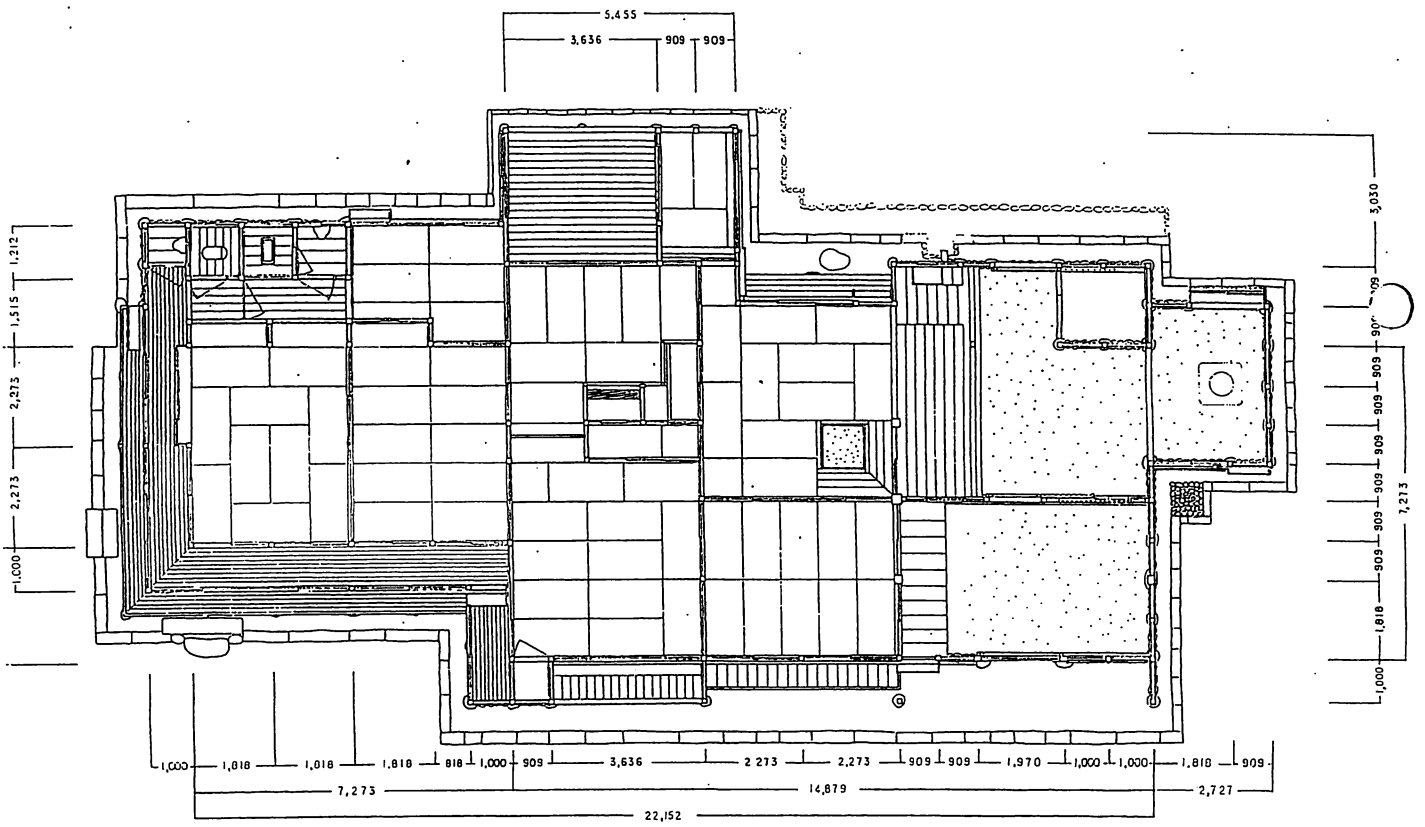
天明家住宅は、昭和57年（1982）に大田区鵜の木から武蔵野郷土館に移築、復元された。主屋を中心に飼葉小屋、入口に長屋門が建てられており、建物の配置は当時のままである。主屋の建築年代は、18世紀後半と推定され、後に「書院の間」などが増築されている。

この住宅は、正面玄関に「式台」、屋根に「千鳥破風」をもつなど、江戸時代後期から明治時代にわたる豪農の住宅として貴重である。

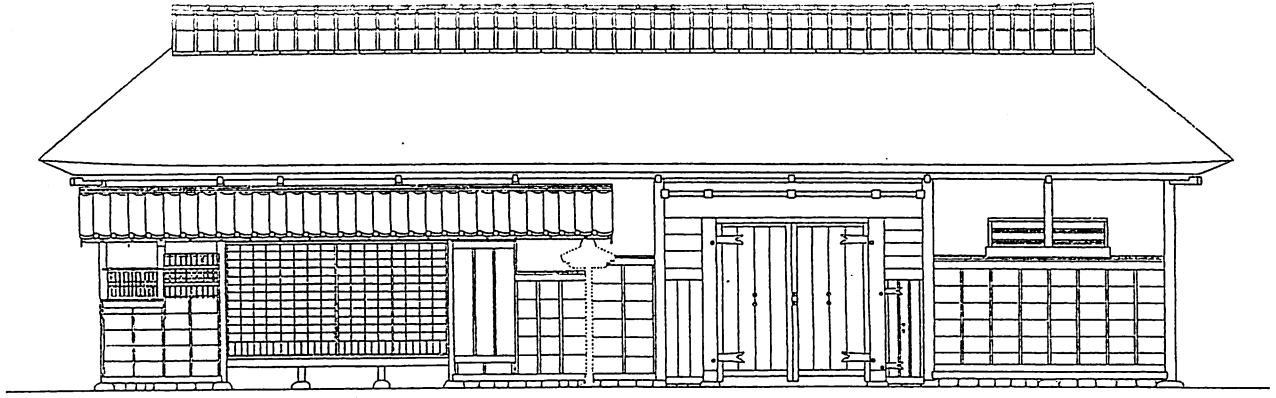
天明家住宅



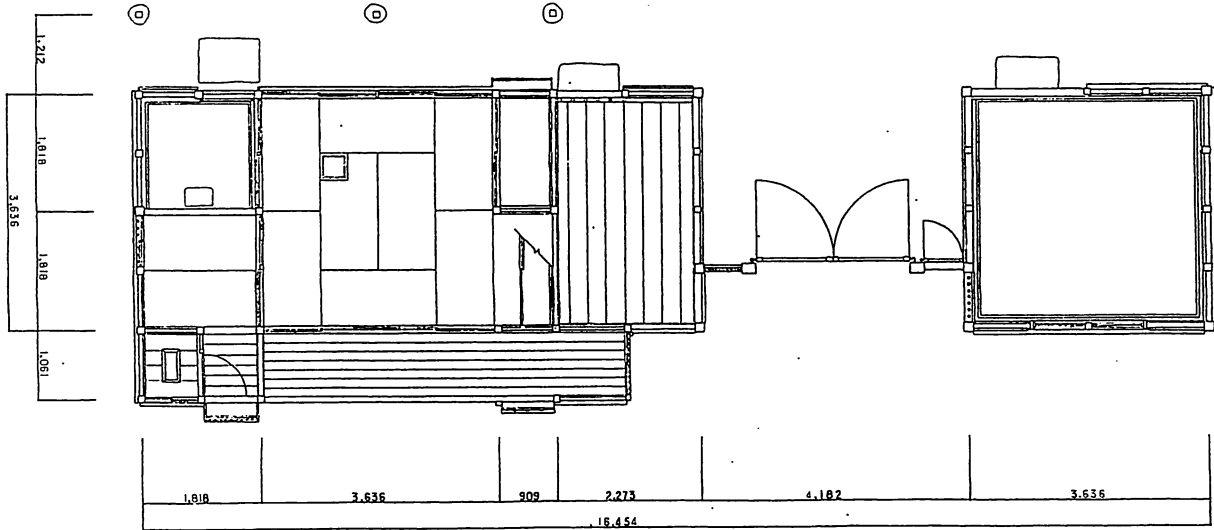
主屋立面图



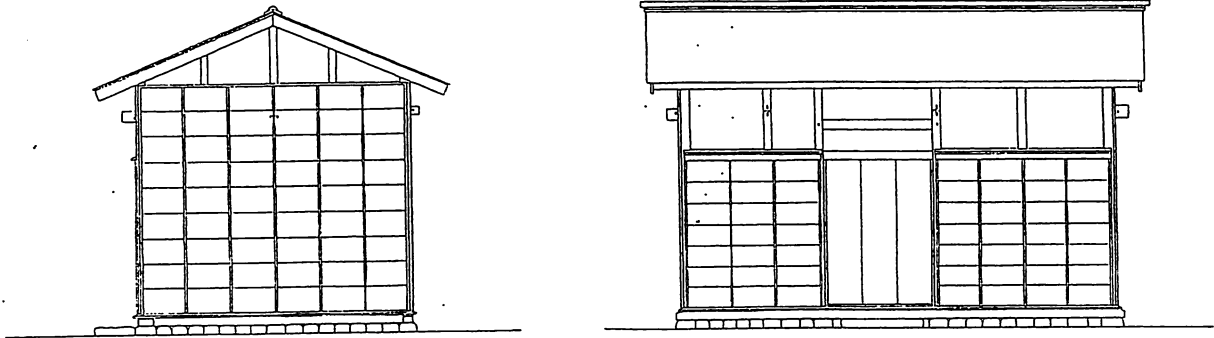
主屋間取図



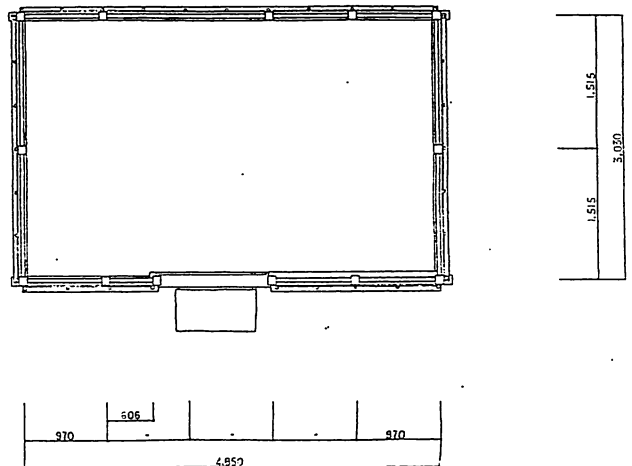
附 長屋門立面図



長屋門平面図



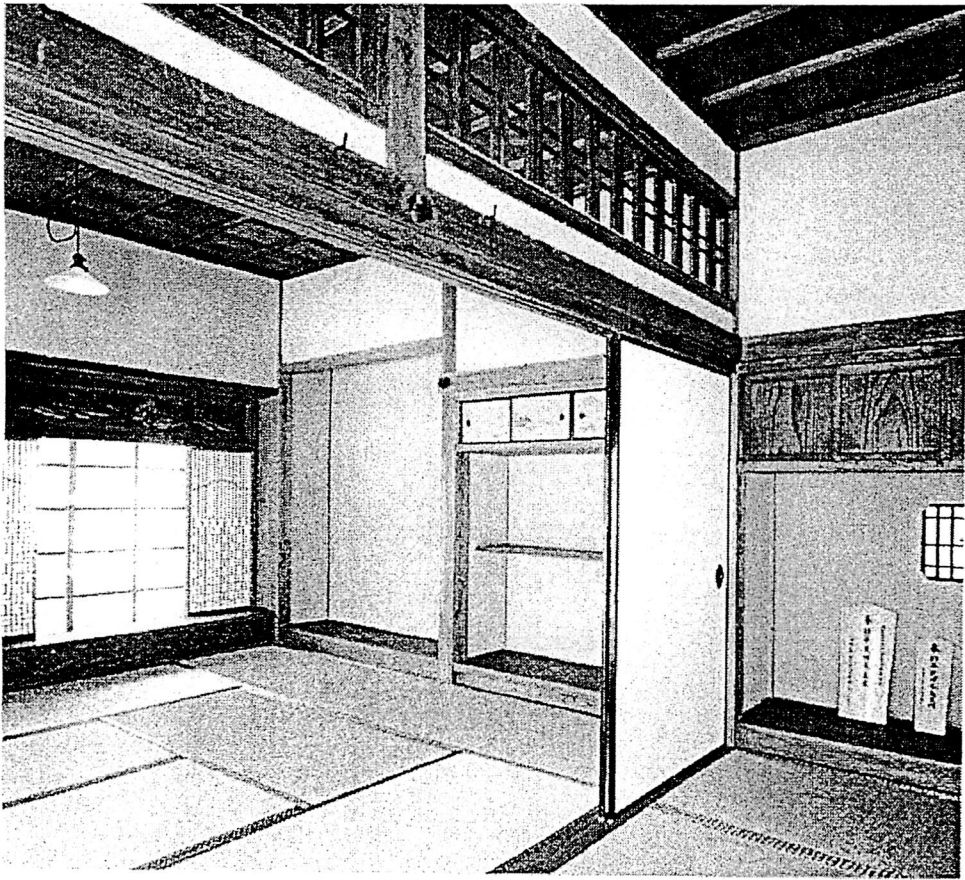
附 飼葉小屋立面・平面図



天明家住宅



住宅正面



内部（座敷）

## 協議第1号資料3

### 1 名称

奄美の高倉（あまみのたかくら）

### 2 種別

市指定有形文化財（建造物）

### 3 指定基準

小金井市文化財の指定及び登録の基準に関する要綱（平成18年4月5日制定）  
第2条第1号（指定）

### 4 員数

1棟

### 5 所在の場所

小金井市桜町三丁目7番1号  
都立小金井公園内江戸東京たてもの園内

### 6 所有者の氏名又は名称及び住所

氏名 東京都  
住所 新宿区西新宿二丁目8番1号

### 7 指定内容

建築年：江戸時代末期頃

復元年：昭和35年（1960）

構造：茅葺き、4本の丸柱、床組はハシカケ（隅根太）を上に向かって反らす  
「ハナグラ形式」、棟木にかけたサゲキチ（垂木）を平・妻・隅木に配する。

旧所在地：鹿児島県奄美大島宇検村田検

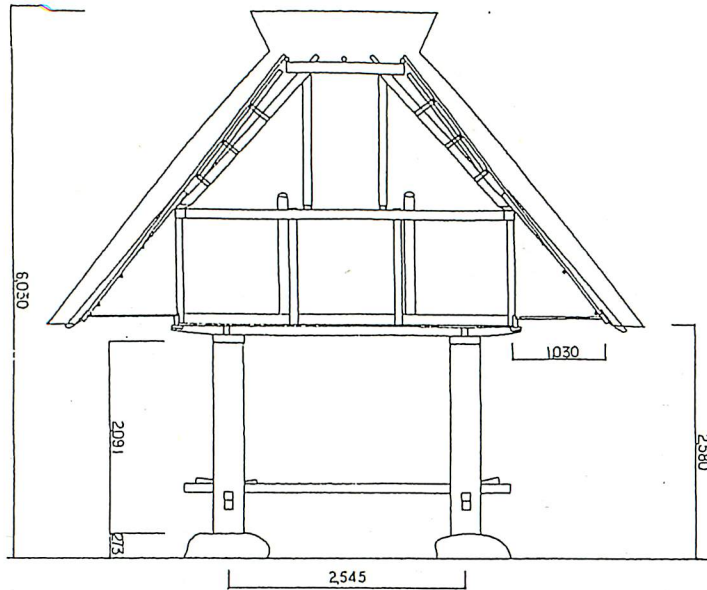
建築面積：16.07 m<sup>2</sup> 延べ面積：10.55 m<sup>2</sup>

### 8 指定理由

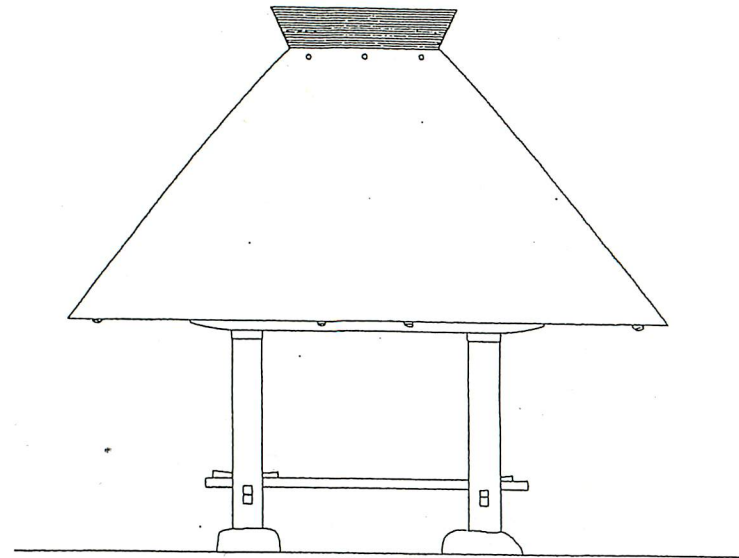
奄美の高倉は、昭和30～32年（1955～57）に日本民族学会による奄美大島本島の調査の際、学術資料として同会に寄贈され、東京都保谷町（現西東京市）にあった民族学博物館に移築された。昭和35年（1960）に武蔵野郷土館に再移築、平成3年（1991）江戸東京たてもの園の開設時に現在地に曳屋した。

この高倉は、江戸時代末期頃の最も発達した典型的な奄美地方の高倉の形式として貴重である。

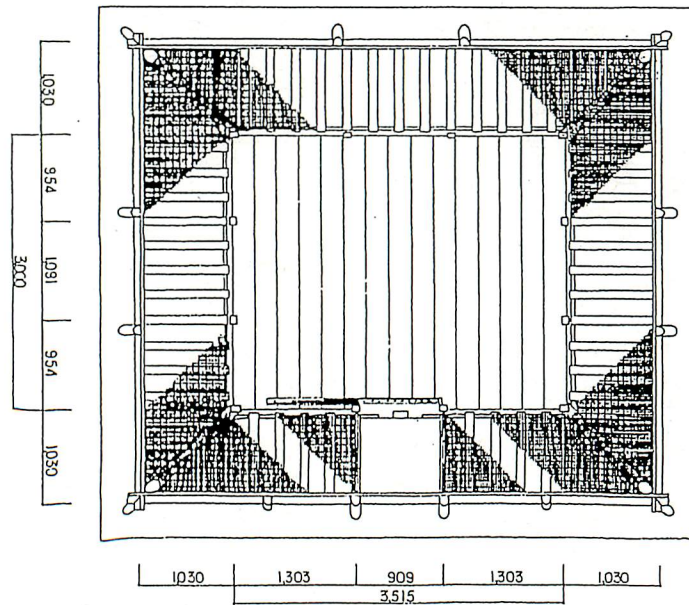
奄美の高倉



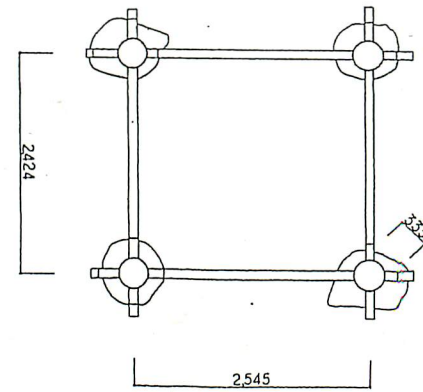
断面図



立面図



床面図

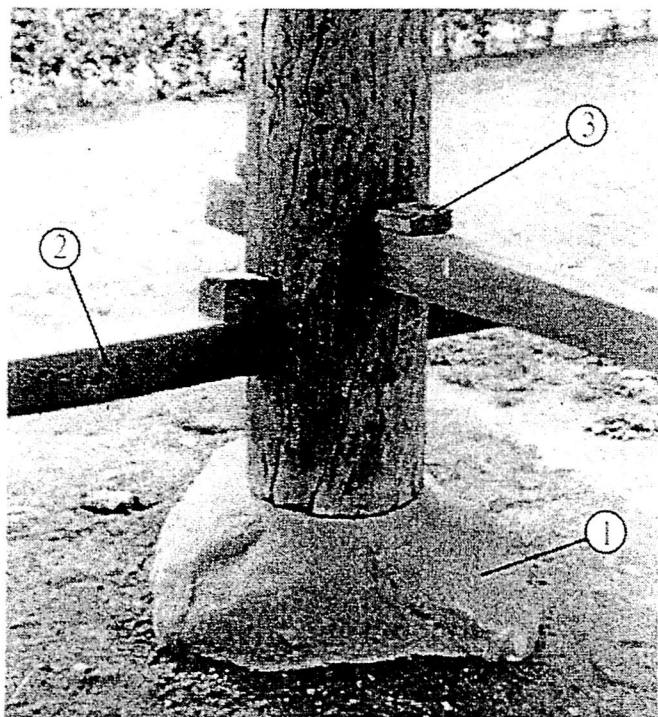


丸柱平面図

# 奄美の高倉



高倉全景



①イシゾエと円柱、②ヤチ、③クギ

- 1) 奄美の方言で礎石のこと    2) 奄美の方言で貫のこと  
3) 奄美の方言で楔のこと    4) 奄美の方言で桁のこと

## 東センターの事業運営等について

I 図書館サービスの見直しについての市の考え方

図書館では今後の図書館サービスを見直し、より一層のサービス向上を図ることを考え、平成26年10月30日付けで図書館協議会に①平成27年4月に東分室の運營業務委託化、②移動図書館車運行廃止とそれに伴う西之台会館図書室の拡充について諮問し、答申を平成26年12月12日にいただきました。この間の協議会委員の皆様方のひたすら御尽力に、感謝申し上げます。いずれの項目も、方向性については留意事項等はあるもののおおむね了とされているところです。市及び市教育委員会では、この答申を尊重し、以下のとおり図書館サービスの見直しについての考え方をお示しします。

## 1 東分室の運營業務委託化

## (1) 検討の経緯について

図書館では平成26年4月に開館した貫井北分室を初めての委託館としてNPO法人に運營業務委託をいたしました。このNPO法人については、設立から市が支援してきたところです。開館後は、NPO法人の独立性を尊重しつつ市と対等のパートナーとして、市民協働・公民連携を推進してまいりました。NPO法人へ委託することにより開館時間の延長、開館日の拡大を図り、また図書館司書職の雇用により新しい企画・行事にも取り組むことができました。4月以降、多くの市民に利用され、内部評価の他、第三者評価による利用者アンケートでも約8割の方から満足という高い評価をいただき、図書館協議会による運営委託についての中間的評価の結果でも良い評価を得ることができました。このことから、市民の方々に一刻も早く同じようなサービスを拡大することを考え東分室の運營業務委託について検討してまいりました。

## (2) 図書館の現状について

図書館は運営方針に基づき、「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」利用できるサービスを提供することを目的としており、図書館には多くの市民から開



館時間の延長及び開館日の拡大や、本と人を結びつける役割を求められています。現在、職員体制、財政事情などの理由で全体での課題解決には至っていませんが、貫井北分室では職員全員が司書有資格の職員で質の高いサービスを提供し、公民館との共同事業開催など、今までできなかった図書館運営も実現されています。

### (3) 図書館東分室の委託拡大について

答申を勘案し、図書館東分室についても貫井北分室の実績を踏まえ、東分室の状況に十分配慮することを前提にNPO法人「市民の図書館・公民館こがねい」に委託し、サービス拡大を図ってまいりたいと考えています。これにより①開館時間の延長及び開館日の拡大、②司書有資格者による質の高い市民サービスの向上、③貫井北分室でのノウハウを生かした運営、④図書館・公民館の連携事業の拡大など新たな発想による事業展開、⑤市民(NPO法人)による経営・運営と市民である利用者との対等の立場による事業展開に基づく市民同士の信頼関係や、行政との市民協働・公民連携を深化していくこと、⑥直営館とNPO法人が互いに刺激し合い切磋琢磨する機会の向上、その相乗効果による社会教育行政への意識向上と市民サービスの向上その他直営に比し財政的にも効率的な図書館運営が図られることも期待できます。

平成25年8月1日厚生文教委員会行政報告資料 抜粋

参考 : NPO法人に図書館運営事業を委託することの効果(平成25年9月)

- (1) 市民協働、公民連携の視点から、市民自ら図書館運営の担い手になることによる図書館運営を目的とした「市民がつくる図書館、市民の図書館」を実現することができる。
- (2) 開館日・開館時間を拡大することができる。
- (3) 専門の図書館職員を養成し、継続的に雇用できるため、職員の質を向上させ、レファレンスサービスをはじめとしたサービス水準の高い図書館運営を実現することが期待できる。
- (4) 「子ども・若者が本好きになる図書館」「地域に根差した親しまれる図書館」を「目指す図書館像」とし、NPO法人ならではの様々な工夫により事業を実施していただく考えであり、現在の直営館と同様の図書館サービスが維持できるだけでなく、さらなる図書館サービスの向上が期待できる。
- (5) 図書館サービスの維持・向上が期待できる上、結果として運営経費が削減できる見込みである。
- (6) 配架や清掃などの業務を障がいのある方々に担っていただく考えであり、障がいのある方々の就労支援を実現する。これにより、「市民協働」「障がい者就労支援」の2つの側面を持った新しい形の図書館運営となることが期待される。

#### (4) 委託開始時期

答申に示されているように利用者の声を丁寧にお聞きする機会を複数回設けるとともに、委託開始までの間に当該NPO法人与十分な調整と意思疎通を行い、円滑な運営を開始できるよう考慮し、委託開始時期は、平成27年8月とします。また、公民館と同時に委託開始することにより、共同事業の開催、若者対象の連携事業等も引き続き行うことのメリットが活かされることとなります。

## 2 移動図書館車廃止とそれに伴う西之台会館図書室の拡充について

### (1) 検討の経過

移動図書館車は昭和62年4月から、中央線北西地域に図書館施設が建設されるまでの間の代替サービスとして開始し、ステーションを拡大しながら現在まで運行を続けてまいりました。この間、市内図書館施設の整備が進み東分室、緑分室、そして平成26年に貫井北分室が開館しました。このことにより、西之台会館図書室を含めると、市内の図書館関係施設が半径1キロメートル以内に配置されたことになり、市域のほとんどがカバーできたと考えられます。

### (2) 移動図書館車・西之台会館図書室の利用状況

平成26年4月に貫井北分室が開館してからの移動図書館車の利用状況は減少傾向が顕著に表れています。特に貫井北分室に近い小金井市消防団、貫井北五集会所、貫井南町三楽集会所、その他貫井南団地につきましては、一回当たりの利用者数が半数以下に激減しています。貫井北分室が開館したことで市域をほとんどカバーでき、また、近隣市の武蔵野市、西東京市、三鷹市及び府中市の図書館施設も御利用になれる状況です。

西之台会館図書室は、面積が狭く、蔵書数も十分とはいえない図書室ですが、利用者は年間1万人を超える方が利用されています。開館時間は東分室・緑分室より短く、貸出中心の施設ですが、地域の方々にとっては身近な図書室として御利用いただいています。

### (3) 代替サービス

以上のことから、移動図書館車運行を廃止することとし、更なるサービス拡大を研究・検討し、まず坂下地域唯一の施設である西之台会館図書室の開館時間を延長し、開館日を拡大していきたいと考えています。昼休みの開館、開館時間の延長、休館日の縮減などを考えています。これにより年間の開館時間及び開館日数は大幅に増加し、地域の皆様の利便性が向上するものと考えています。

そのほかのサービス及び代替サービスについても、引き続き、他市の先行事例など研究・検討してまいります。

(4) 移動図書館車廃止と西之台会館図書室拡充時期について

移動図書館車については平成27年3月末で廃止します。また、西之台会館図書室の拡充時期については平成27年4月からを考えています。利用者の方々には、十分な説明をさせていただきながら、事務手続など遺漏なきよう進めます。

## II 公民館東分館の事業運営についての市の考え方

公民館では今後の公民館業務を見直し、市民協働・公民連携を深化させ、より一層の市民サービス向上を図るため、平成26年10月23日付けで公民館運営審議会に公民館東分館運営の委託化について諮問し、答申を同年12月11日にいただきました。この間の審議会委員の皆様方のひたすら御尽力に、感謝申し上げます。委託の方向性については、留意事項等はあるもののおおむね了とされているところで、市及び市教育委員会では、この答申を尊重し、以下のとおり公民館業務の見直しについての考え方をお示しします。

### 1 検討の経緯について

平成26年4月1日に新設した公民館貫井北分館については、新たな公民館事業運営の形態としてNPO法人に事業運営を委託しました。

このNPO法人については、設立から市が支援してきたところです。開館後は、NPO法人の独立性を尊重しつつ、市と対等のパートナーとして市民協働・公民連携を推進してまいりました。

貫井北分館の事業運営委託については、内部評価の他、利用者アンケート、公民館運営審議会による第三者評価を実施し、その評価は高いものとなりました。

市及び教育委員会といたしましては、一刻も早く市民の方々に貫井北分館のような良質なサービスをより多くの方々に享受していただきたいということから、NPO法人への事業運営委託の拡大について検討してまいりました。

### 2 公民館の現状について

公民館は、誰もが気軽に立ち寄り、共に学び、共に触れ合う場所です。本市の公民館は、他市に先駆けて企画実行委員制度を導入するなど、多様な学びが人と人とを結び付け、地域づくりの輪を広げていくことを目指しています。

公民館貫井北分館では公民館の役割を維持することを基本にNPO法人へ事業運営を委託することで公民館事業における市民協働の場及び専門的なスタッフによる公民館活動の支援の拡大が図れ、より多くの市民へのサービスの向上を図ってまいりました。また、市民協働・公民連携、効果的な運営といった行財政改革を推進するためにも、公民館の事業運営の改革が必要であると考えています。

### 3 公民館東分館の委託拡大について

市及び市教育委員会では、この答申を勘案し、公民館東分館についても貫井北分

館の実績を踏まえ、東分館の伝統に十分な配慮をすることを前提にNPO法人「市民の図書館・公民館こがねい」に事業運営を委託し、より多くの市民へのサービスの向上を図ってまいりたいと考えています。これにより、①貫井北センターでのノウハウを生かした運営、②図書館・公民館の連携による事業の拡大など新たな発想による事業展開、③専門的なスタッフによる市民サービスの拡大及び公民館活動の支援、④市民(NPO法人)による経営・運営と市民である利用者との対等の立場による事業展開に基づく市民同士の信頼関係及び行政との市民協働・公民連携の深化による社会教育活動の充実、⑤直営公民館とNPO法人が互いに刺激し合い切磋琢磨する機会の向上、その相乗効果による社会教育行政への意識向上と市民サービスの向上その他直営に比して財政的にも効率的な公民館事業の運営が図れることも期待できます。

#### 参 考

平成25年8月1日厚生文教委員会行政報告資料 抜粋

NPO法人に公民館運営事業を委託することの効果(平成25年9月)

- ① NPOには、団体社員として地域のNPOが参加することが期待されるので、市民の身近な要望に見合った事業が期待できる。
- ② 運営にも参加できることから地域の住民や市民活動団体の意欲を増すことができる。
- ③ 市民、市民団体と行政の信頼関係が増す。
- ④ 市民、市民団体の公共空間への参加経験の蓄積にともない、地域力の向上が期待できる。
- ⑤ NPOの機動力、迅速性により時代の要請にあった事業が期待できる。
- ⑥ 直営公民館とネットワークを形成することを通して、お互いに刺激しあうことを通じて市全体の計画的な社会教育行政を推進することができる。
- ⑦ 図書館、公民館が同一のNPO法人による運営となるので図書館、公民館をつなぐ社会教育事業が期待できる。

また、想定するサービスの向上は以下のとおりです。

- ① 参加する団体社員(当該NPOに協力していただけるNPO)の特色をいかした事業が期待できる。
- ② 子ども、若者の自主性を伸ばす事業には不可欠な地域の市民、市民団体の協力が期待できる。
- ③ 直営公民館では困難性のある自由度のある事業展開が可能になる。
- ④ ポータルサイト方式による情報発信への協力が期待できる。

#### 4 事業運営委託の開始時期について

東分館の利用者懇談会を開催し、また、その結果を踏まえ公民館運営審議会の答

申をいただきました。答申においても指摘を受けたところですが、今後関わっていく東分館の利用者への方々への説明を丁寧に行うことによって、今まで築き上げてきた公民館と利用者間の信頼関係をより高めていく機会ともなるため、委託開始までの間に利用者懇談会を複数回開催していきたいと考えています。

さらに、委託開始までの間に当該NPO法人と十分な調整と意思疎通を行い、円滑な運営が開始できるよう考慮し、委託開始時期は平成27年8月とします。

### Ⅲ 東センター委託に関する今後想定する日程について（図書館・公民館共通）

3月 議会予算審議、議決

4月 契約準備

5月上旬 契約

8月1日 NPO法人による東センター事業運営開始

※ 利用者懇談会・NPO法人との調整を行う



平成26年12月12日

小金井市立図書館

館長 上石 弘美 様

小金井市図書館協議会

会長 田中 幸夫



図書館サービスの見直しについて (答申)

平成26年10月30日付け小教生図発第19号をもって諮問をうけました標記の件について、別紙のとおり答申いたします。

図書館サービスの見直しについて  
(答申)

平成26年12月12日

小金井市図書館協議会



## はじめに

待望久しかった図書館貫井北分室が公民館との併設施設として平成26年4月にオープンしました。多くの関係者のご尽力に心から感謝するとともに、私たち図書館協議会としては、この図書館誕生をきっかけにして小金井市立図書館全体のさらなる充実発展を願うものです。

図書館貫井北分室の立地条件を考えると、市内の北西部の図書館空白地に建設されたこと、大学や高校に近く利用交流が図れること等が特記されます。施設規模も他の分室と比べて格段の広さを持ち、滞在型の図書館として期待されます。それに加えて、様々な議論を経て市から委託したNPO法人による運営という点が注目されています。この点に関しては、図書館利用者はもとより関係者からも賛否両論多くの意見が寄せられています。今後も様々な角度から継続的に検証していく必要があると考えますが、まずこの新しいしくみを「見守り育てていく」という方向で、これまで停滞していた小金井市の図書館運営が次のステップへ踏み出すことを望むものです。

限られた時間ではありましたが、本協議会としては図書館長から諮問された内容に対して具体的に答申するとともに、あわせて今後の長期的展望についても視点を提供しておきたいと考え答申に加えることにしました。

## <諮問内容に関する現状分析>

### (1) 東分室の運營業務委託化について

#### (ア) 貫井北分室に関する中間評価

オープンしてわずか半年の段階で総合的な評価をすることの是非を議論した。貫井北分室利用者アンケートを見る限り圧倒的に好意的な声が多かったが、これは貫井北分室への期待の表れであり当然の結果といえる。開館時間の延長やスムーズなカウンター業務は図書館側の評価、協議会委員の評価ともに優れていた。現場ヒアリングにおいては司書有資格者が配置されていることを確認するとともにスタッフの対応の良さが印象に残った。

#### (イ) 東分室の現状

なぜ東分室を今委託化するのか、東分室の利用者の声は聞いたのか等の意見が交わされ、今回相当にタイトなスケジュールで進められてきた経過が明らかになり、急ぎすぎる審議の過程に疑問の声が上がった。

しかし一方で、小金井市立図書館全体のサービスという観点からは、すでに実施されている貫井北分室レベルのサービスを他の分室利用者にも早く提供すべきとの意見もあった。

#### (ウ) 運營業務委託化後の見込み

職員雇用及び運営体制等について質疑を行った。直営時代の選書業務への評価、あるいは蔵書構成をめぐる課題等幅広い議論を経た後、示された計画のプラス面を評価するに至った。現段階で財政的な確保が難しいとはいえ、不足なき予算措置を条件に委託化の方向性を了とした。

### (2) 移動図書館車運行廃止について

移動図書館利用者の声を十分に聴取できていないのではないか、今後においては既定路線とはいえ丁寧な説明が求められることを指摘した。

また、財政事情を勘案した市全体の方針を再確認し、やむを得ない判断とした。しかしながら移動図書館車運行廃止の方針及び手続等を協議会へ示す時期、いわゆる情報提供の改善が求められることを指摘した。

### (3) 西の台図書室の拡充（案）について

図書館側が示した拡充案が実施されたのちは一定の改善がみられることは明白であるが、他の分室と比べても現状はあまりにも施設が古く、また規模も小さいので一刻も早く計画を実現するよう指摘した。

## <それぞれの実施に向けて配慮・留意すべき事項>

### (1) 東分室の運營業務委託化について

◇前述した現状分析をもとに以下の点を実施に際しての留意点としたい

- \* 利用者の声を積極的に聞く機会を設けること
- \* 定期的な図書館利用者だけでなく対象地域のニーズの把握に努め、地域に適した図書館運営に努めること
- \* 配属されたスタッフは司書有資格者とし、十分な研修の機会を与えられ、図書館職員全体と交流できるよう努めること

なお、第12期図書館協議会からの答申では「NPO 法人による業務委託の際の留意事項」として以下の項目が記載されており、この点も参考にされたい。

- ・ 開館日・開館時間を拡大するような配慮
- ・ NPO 法人がもつ専門性を貫井北町の地域ニーズにあう形で実現できるような配慮
- ・ 委託事業の積算が適正に行われ、必要な運営経費に不足が生ずることなく、図書館サービスの質が保たれ、安定的な活動が維持できるように配慮する

### (2) 移動図書館車運行廃止について

◇前述した現状分析をもとに以下の点を実施に際しての留意点としたい

- \* 廃止にあたって十分な周知をはかること
- \* 宅配サービス等代替えとなるサービスの充実、新規サービスについて研究すること

本市の財政事情・利用状況を考えると廃止はやむを得ない判断と考える。しかしながら、その手順や代替案の提示等、市民が納得いく周知を望む。財政事情を主たる要因とする消極的かつ後退するイメージの廃止ではなく、地域に配置された各分室から質の高い図書館サービスを提供するという方向転換が望ましい。特に「宅配サービス事業」についてはほとんど市民が知る機会がなく、実施件数も減少傾向にあることがわかった。こうしたサービスは高齢社会において、またハンディキャップを持つ人に対してますます求められる傾向があり、実施方法について十分検討し宣伝に努めるよう求めたい。

### (3) 西之台図書室の拡充

◇前述した現状分析をもとに以下の点を実施に際しての留意点としたい

- \* 図書館側が示した拡充（案）が速やかに実施できるよう努めること
- \* 西之台図書室の拡充についての周知に努めること

貫井北分室の開館により図書館分室は市内東西南北に一応配置されたことになる。しかし、現状では西之台図書室を他の3分室と同等に位置づけることは難しい。今回、当面の措置として最低限の拡充方策をとることになるが、他の3分室が公民館との併設という利点を生かしていることもあり、今後適地を見つけ新館建設もしくは代替施設も検討されたい。また、拡充のための財源は（移動図書館車運行廃止ということをやむなく受け入れたこともあり）その財源をもって西之台図書室を拡充することを担当部局へ強く要望するものである。

### <小金井市立図書館の充実に向けた長期的展望>

小金井市立図書館の充実に向けた長期的展望として次の三点をあげておく。

- (1) 質の高い図書館サービスの提供
- (2) 小金井市の資源を活かした図書館経営
- (3) 中央図書館の整備に向けた構想

これらについては改めて本協議会として意見をとりまとめ「提言」を行いたいと考えている。今回は視点のみ提示しておきたい。

#### (1) 質の高い図書館サービスの提供

専門職員の継続的雇用をもとにした職人体制の充実こそが質の高い図書館サービスの基盤となる。直営時代からの貴重な財産を継承するとともに、一層の質の向上を目指していく。また、本協議会をはじめ当事者意見を尊重し市民参加の評価を実施する。同時に継続性のある専門的な評価を行うことも重要である。

#### (2) 小金井市の資源を活かした図書館経営

小金井市は小金井市第3次行財政改革大綱の中で「市民協働・公民連携」を謳っている。図書館としても多くの理解者、協力者を得るために市民ボランティア、地元商店会、各種団体、大学等との相互交流をさらに進めることにより、市民協働・公民連携の強化を図りたい。さらに市内の小中学校との連携も一層強化を図りたい。

#### (3) 中央図書館の整備に向けて

第4次小金井市基本構想・前期基本計画に明記されている中央図書館の整備については、早期建設の実現のために調査研究を継続的に進める必要がある。また、中央図書館の建設に向けては、市民の意見や要望を広く反映させた図書館づくりを検討する必要がある。

## むすびに

第13期の図書館協議会委員10名は全員新規に委嘱されたメンバーであった。複数の委員からは諮問に対する疑義や答申に関してやや早急な議論の進め方にとまどい、疑問が呈されたことも事実だった。しかし、市民協働・公民連携によるNPO法人が運営する貫井北分室オープンという歴史的転換点に接し、この良い部分をどのように継承し、さらに発展させるかという点で一致点を見出すことができた。より多くの市民に図書館への関心をもってもらうことまた、図書館と市民をつなぐことが当協議会の大きな役割ではないかと認識された。今回の諮問・答申の経過と結果について多くの市民に提示できればと考えている。

本答申作成にあたり協議会委員一人一人がそれぞれ意見を述べ合い、限られた条件の中でよりよい結果を出すために最大限の努力をした。図書館においては、この答申の意図するところを最大限尊重されることを期待する。

小金井市図書館協議会 審議経過

平成26年度	第4回 (10月30日)	図書館サービスの見直しについて (諮問)
	第5回 (11月19日)	図書館サービスの見直しについて (諮問)
	第6回 (11月25日)	図書館サービスの見直しについて (諮問)
	第7回 (12月1日)	図書館サービスの見直しについて (諮問)

小委員会 審議経過

平成26年度	第1回 (11月14日)	図書館サービスの見直しについて (諮問)
--------	-----------------	-------------------------

第13期 小金井市図書館協議会委員名簿

任期：～平成27年10月31日

氏名	任期数	適用	備考
はら しのぶ 原 忍	1期	1号委員 学校の代表者	
よした ゆきえ 吉田 雪枝	1期	2号委員 社会教育団体の代表者	
いしだ しずこ 石田 静子	1期	3号委員 社会教育委員	
みやざわ みゆき 宮澤 みゆき	1期	4号委員 家庭教育の向上に資する活動を行う者	
さいとう せいいち 齊藤 誠一	1期	5号委員 学識経験者	平成26年11月30日まで
たなか ゆきお 田中 幸夫	1期	5号委員 学識経験者	
ふなざき たかし 船崎 尚	1期	5号委員 学識経験者	
なかざと しげこ 中里 成子	1期	6号委員 市民公募	
のりたけ たつお 則武 辰夫	1期	6号委員 市民公募	
ふじもり ようこ 藤森 洋子	1期	6号委員 市民公募	



平成26年12月11日

小金井市公民館  
館長 前島 賢 様

第32期小金井市公民館運営審議会  
(代表) 委員長 藤井 哲彦



<他委員>

副委員長	佐々木 幸 寿
委員	今城 徹子
委員	小山島 敬子
委員	山田 健二
委員	立川 明子
委員	亘理 千鶴子
委員	清水 啓子
委員	神島 せつ子
委員	宮 澤もと子

公民館業務の見直しについて (答申)

平成26年10月23日付小教生公発第100号にて諮問を受けました標記の件につきまして、別紙のとおり答申いたします。



# 答 申 書

公民館業務の見直しについて

平成26年12月

小金井市公民館運営審議会



小金井市の公民館は、全体的な統一性を保ちつつ、各館（本館、本町分館、貫井南分館、東分館、緑分館）の独自性と伝統を尊重して運営されている。このことが市民ニーズや地域の特性を生かした公民館運営の基幹となっている。

具体的には企画実行委員制度により市民、行政による事業の企画運営が連綿と続いてきたことである。公民館東分館の公民館事業運営を委託する件は、このような状況を大きく変化させる事である。そのためには多くの留意事項や問題事項がある。

#### 留意事項

- 1 分館運営における専門性が確保されること
- 2 市民協働、公民連携の理念を踏まえた運営がなされること
- 3 市民サービスの維持向上を図ること
- 4 小金井市の公民館事業の成果が継承されること
- 5 十分な運営能力を持った主体が長期的に確保されること

#### 問題事項

- 1 公民館運営の中長期計画の立案  
公民館運営は長期な視野が必要とされるが庁内にその計画があるか
- 2 今後の公民館事業運営委託の考え方の表明
- 3 運営を委託するNPO法人の事業活動、決算報告の分析
- 4 貫井北分館運営の更なる検証と分析
- 5 東分館利用者や関係者への十分な主旨説明

上記問題事項の「精査、検証、分析」結果を公民館運営審議会にて審議、検討を行い全て解明され、了解した時点が、NPO法人運営委託の時期と考えます。

移動図書館車 過去5年間の推移

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 ※
巡回回数(回)	280	229	260	270	276	215
利用者数(人)	4,159	4,047	4,685	4,607	4,850	1,608
貸出冊数合計(冊)	24,288	19,035	21,246	21,399	22,243	8,517
返却冊数(冊)	14,013	8,924	9,555	12,849	10,101	3,614
1回当たり利用者数(人)	14.9	17.7	18.0	17.1	17.6	7.5
1回当たり貸出数(冊)	87	83	82	79	81	40
1回当たり返却数(冊)	50	39	37	48	37	17

※H26年度は4月から12月まで

# 小金井市全図



- : 本館及び  
分室、図書室
- ▲ : 移動図書館車  
ステーション
- : 施設から  
半径1キロ  
メートルの円

平成26年度成人の日記念行事について

- 1 日 時 平成27年1月12日(祝) 午前11時から午後0時20分
- 2 会 場 小金井市民交流センター
- 3 対 象 者 平成6年4月2日から平成7年4月1日生まれの方  
男性：669人 女性：572人 合計：1,241人
- 4 出 席 者 市内男性：373人、市内女性：318人 合計：691人  
市外男性：25人、市外女性：19人 合計：44人
- 5 参 加 率 市内：55.7%、市内市外合計：59.2%
- 6 内 容 **【式典】**  
開会の辞、国歌斉唱、主催者挨拶、来賓祝辞、来賓紹介、  
新成人のことば、閉会の辞  
**【記念イベント】**  
貫井雛子演技、FC東京・ロンドンパラリンピック日本代表古畑  
選手メッセージ放映、抽選会

## 第27回多摩郷土誌フェアについて

- 1 開催期間 平成27年1月17日(土)から18日(日)の2日間
- 2 時 間 午前10時から午後5時まで(18日は午後3時まで)
- 3 会 場 立川市女性総合センターアイム1階健康サロン  
(立川市曙町2-36-2)
- 4 主 催 東京都市社会教育課長会文化財部会
- 5 参加自治体 27市町(25市2町)
- 6 入場者数 592人(17日:386人、18日:206人)

## 7 販売書籍一覧

番号	図 書 名	価 格 (円)	販売数 (冊)	合計 (円)
1	小金井市誌(史) 編纂資料第13編~第53編	500	6	3,000
2	写真で見る私たちのまち小金井	700	1	700
3	小金井市の歴史散歩	100	48	4,800
4	こがねい郷土かるた	500	2	1,500
5	小金井この百年	500	3	1,500
6	CD版「写真でたどる昭和の小金井」	500	4	1,000
7	小金井市史 資料編 小金井桜	2,400	1	2,400
8	小金井市史 資料編 近代	3,300	1	3,300
合 計			66	18,700

## 第 11 回野川駅伝について

- 1 日 時 平成 27 年 1 月 18 日 (日) 午前 8 時 30 分から午後 2 時まで
- 2 場 所 都立武蔵野公園 野川第二調節池付近
- 3 主 催 小金井市、小金井市教育委員会、NPO 法人黄金井倶楽部
- 4 対 象 市内在住・在勤・在学の小学生以上の方
- 5 参加費 小・中学生：1 チーム 2,000 円、一般：1 チーム 6,000 円

## 6 参加チーム数及び参加者人数

部 門	平成 26 年度		平成 25 年度	
	チーム数 (組)	人 数 (人)	チーム数 (組)	人 数 (人)
小学生 4 年以下の部 (1,600 メートル×5 人)	36	240	34	235
小学生 5・6 年の部 (1,600 メートル×7 人)	21	199	25	222
中学生女子の部 (1,600 メートル×5 人)	11	83	16	105
中学生男子の部 (3,000 メートル×6 人)	26	226	29	228
一般の部 (高校生以上) (3,000 メートル×6 人)	30	237	30	246
計	124	985	134	1,036

※登録チーム数は、128 組 (うち、4 組棄権)。

※当日の参加人数には、補欠参加者を含む。

## 教育委員会の今後の日程

平成27年2月10日

会 議 名	日 時	場 所	出 席 者
中学校卒業式	3月19日(木)	各中学校	全委員
小学校卒業式	3月25日(水)	各小学校	全委員
平成27年 第3回教育委員会定例会	3月27日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
平成27年 第1回教育委員会臨時会	4月1日(水) 午後1時30分	801会議室	全委員
平成27年 第4回教育委員会定例会	4月14日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
東京都市町村教育委員会連合 会 平成27年度第1回理事会	4月30日(木) 午後2時～	自治会館	委員長